

事 務 連 絡

令和 5 年 5 月 11 日

保護者 各位

県立那覇西高等学校

校長 仲吉 健一

(公印省略)

5 類感染症移行後（5 月 8 日以降）の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力いただき心より感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和 5 年 5 月 8 日以降の本校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和 5 年 4 月 28 日付け 5 文科初第 345 及び 347 号の通知に基づき、下記の通りといたします。保護者の皆様のご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

- ① 新型コロナウイルスに感染した場合は、出席停止として取り扱う。
- ② 出席停止期間は、「発症した後、5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1 日を経過する」までを基準とする。※発症日を「0 日」とし、翌日から起算する。
- ③ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とする。

2. 濃厚接触者の取扱について

5 類感染症に移行することから、「濃厚接触者」としての特定は行いません。今後は、行動制限及びその協力要請も行われないことから、

- ① 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒
- ② 新型コロナウイルス感染者と接触がある生徒で、感染防止対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されない者については、出席停止の対象とはなりません。

※同居者に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合は、学校にご相談下さい。

3. 発熱や咳等がある生徒への対応

軽微な症状があることを理由に登校を一律に制限する必要はない、発熱等、普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養すること。※この場合、「出席停止」の対象とはなりません。

【本件問い合わせ先】 県立那覇西高等学校

担当：教頭 きんじょう 金城 あつし 篤

TEL:098-858-8274 FAX:098-858-2938